法と経済の関係について

対米従属の深化と法の諸問題

が き

宮

][[

澄

は L

という論文において、この問題を取扱ったことがある。それは主としてマルクス=エンゲルス=レーニン=スターリ られているとはいえない。かって筆者は『法の相対的独自性について』(立教経済学研究第一五巻一号<一九六一年六月>) マルクス主義法理論の理論的課題の一つである、法の相対的独自性の問題については、まだ充分な研究がなしとげ

合わせて取扱っている。そこでは当然の結果として、すぐれて抽象的な法的思考の展開として組立てられている。K -を手がかりとして、マルクス主義法理論では、法と経済の相互作用をどのように把握するかという観点に焦点を ----これはそれぞれの具体的な歴史的経験を素材として到達した法にたいする理論的究明であるが

ンの古典的諸論文-

マルクスはなによりも経済的土台によって法制度が規定されること、そして法制度――他の上部構造全体がそうで 法と経済の関係について

五〇三

あるように--経済的土台に対して、一定の反作用をなすことを指摘している。 これはK・マ ルクスの『経済学批判』

の序言の、つぎの個所によって定式化されている。すなわち、

この生産関係は、かれらの物質的生産力の一定の発展段階に照応する。これらの生産関係の総体は、社会の経済的構造をかたち づくる。これが現実の土台であり、そしてそのうえに法律的および政治的な上部構造がたち、またこの土台に応じて社会意識の 『人間はその生活の社会的生産において、一定の、必然的な、かれらの意思から独立した関係、すなわち生産関係にはいる。

物質的生活の生産方法が社会的・政治的・精神的な生活過程一般を条件づける』

(集」一巻三二二ページ。邦

青木文庫版一九ページ。マルクス=エンゲルス全集―三巻六ページ。)訳「マルクス=エンゲルス選集」補巻三ページ。国民文庫版九ページ。)

定の形態がある。

る。このK・マルクスの考え方は、その後の歴史的諸関係の変化にもとづいて、エンゲルス→レーニン→スターリン ここでは経済的土台と法的上部構造の相互関係についての、K・マルクスによる科学的な論断がなしとげられてい

→毛沢東によって豊富化されている。ことに毛沢東は中国の経験にもとづいて、社会主義社会における階級斗争が上

和三八年)以降の中ソ論争や、プロレタリア文化大革命による劉少奇批判や、それに引きつづく現在の批林批孔斗争 部構造のなかに集中的に現象し、政治が経済にたいして能動的作用をもつことを理論化した。これは一九六三年(昭

造における激烈な階級的―政治的斗争である。 による林彪の現代修正主義にたいする理論斗争によって実証されている。これはいづれも社会主義のもとでの上部構

とによって、いっそう明瞭になる。こうした視点からの考察は、わたしの『市民法と社会法』 上部構造の一つである法が、 によって、基礎的取扱がなされている。そこでは封建的農奴的生産から資本主義生産への社会的移行と、資 どのように経済にたいして反作用するかは、歴史的事実を素材として検討してみるこ (青木書店

動的 的形態をとっている。 法理論上の理論的課題を追求することにしたい。 互作用の考察が戦後日本独占資本主義の発展過程を把えることによって、比較的多くの素材にもとづいて実証できる っこんで、具体的な戦後の日本資本主義の歴史的な発展過程のなかで把えることによって、より精密になしたいと思 づいて検証している。そして、独占資本主義における法の一般的特徴を、国家権力による直接的介入という法的現象 という法的変化によって示される 本主義自体が産業資本主義から独占資本主義段階への発展過程に生じた法制的変化 戦後の日本資本主義は対米従属の深化のもとで、急速に発展し、ここでは従属の深化=発展という政治的=経済 『作用を、 .う特質をもっていると考えられる。 社会法としての いかに利用してなしとげられてきたかの歴史的諸過程を考察し、 しかも、 ――のうちに把握した。そこでこの論稿では、 法はこれらの関係を補完する媒介契機となっているといえる。 ――を考察することによって、 従ってこの論稿は、 戦後日本独占資本主義の発展が、 法と経済についての理論的課題を歴史的事実にもと 独占資本主義における法の一 法の相対的独自性というマルクス主義 市民法の形成と社会法 従って、 法の経済にたいする能 般的特徴を、 法と経済 この形成 歩つ 0

論 ŋ 権力という公的暴力によって、 って戦後の法と経済の相互関係の考察をなすには、便儀的に時期区分をなしておくことが便利である。 にあっては、 アメリカ帝国主義とこれに従属した日本独占資本であるとする現実を承認せざるをえない。 国家権力がだれによって握られているかという、 国家権力のにない手の利益が国家意思によって認証され、 戦後の日本独占資本主義の発展過程を、 強制されるとする理解に立っている。 国家論的視点から出発しなければならない。 法の経済にたいする相互作用の展開過程とし このばあい国家権力のにない手は、 法に昇格し、法にしめされた法秩序が国家 この基本的認識にた マ ルクス主義 戦後一 て み 貫し る限 時

法と経済の関係について

指標で、時期区分をなすことにする。この指標からすれば、ほぼつぎのように時期区分をなすことができるだろう。 生じた、 を把握するため、日本独占資本主義がアメリカ帝国主義に従属することによって、 復活 ・ 強化されていく諸過程で 点で、新らしい法的現象を結果するからである。だから、便儀的な取扱いに過ぎないが、法の経済にたいする反作用 つねに連続性のもとに置かれ、社会・経済的条件の変化に伴う要求が、既存の法秩序によって維持されなくなった時 経済的条件の変化と、それにもとづく必要性の法的表現に過ぎないからである。従って、ここでは法と経済の関係は、 め、公的暴力の発動がなされる槓杆として、法の整備がなされるが、かかる法的現象自体は、それに先行する社会 期区分の指標をなにに求め、なにによって決定するかという点になると問題がある。な ぜ な ら ば法秩序の維持のた 年)八月の敗戦から、日本国憲法が制定(昭和二一年一一月)され、それが施行された一九四七年(昭和二三年)五月 (1) 国家権力による法の経済にたいする促進的役割の強弱を、対米従属の深化の度合と結びつけて把えるという 第一期(一九四五年〈昭和二〇年〉八月~一九四七年〈昭和二二年〉五月) この時期は一九四五年 (昭和二〇

までの時期である。ここではアメリカ帝国主義による軍事占領にもとづく占領命令(覚書・指令)によって、日本支

配がなされた時期という特質をもっていた。

二年)五月に、日本国憲法が施行された後、一九五〇年(昭和二五年)の朝鮮戦争の開始されるまでである。 はアメリカ帝国主義による占領命令が、日本国憲法の施行に伴って法形式上で、憲法体系にもとづく法的支配に移 第二期(一九四七年〈昭和二二年〉五月~一九五〇年〈昭和二五年〉六月) この時期は、一九四七年 ここで (昭和二

行した時期である。しかし占領命令が超憲法体系として存在し、憲法体系が占領法体系の下位規範として、補完的

役割を果した点に特徴がある。

五年)六月の朝鮮戦争によって、対米従属のもとに日本独占資本主義の再建・復活がなしとげら れ、法形式上では 一九五二年(昭和二七年)の講和条約(日本国との平和条約)が締結され、これと結びつく旧安保条約による安保法体 第三期(一九五〇年〈昭和二五年〉六月~一九六〇年〈昭和三五年〉六月) この時期は一九五〇年(昭和二

系と憲法体系の二重構造によって、法の支配が継続する一九六○年(昭和三五年)六月の、新安保条約の締結にい

たるまでの時期である。

時期である

(5)

第五期 (一九七〇年〈昭和四五年〉六月以降)

この時期は高度経済成長政策がいきづまり、独占資本主義

後、経済成長政策により、国家権力による法の経済にたいする規制的作用が体制的に強化され、定着するに至った 第四期(一九六○年〈昭和三五年〉六月~一九七○年〈昭和四五年〉六月) この時期は新安保条約の締結

が崩壊に直面し、法が治安対策の集大成として、体制的に整備されるにいたる現在までの時期である。

こでは日本独占資本の対米従属の深化=日本独占資本主義の発展という政治的=経済的関係として現象する。従っ は、この世界資本主義の全般的危機の深化と結びつき、アメリカ帝国主義の日本支配という連続した関係である。こ もちろんこの時期区分には、世界資本主義の全般的危機の段階的深化が重なり合っている。しかもそれぞれの時期

て、それぞれの時期の後半は、つぎの時期を準備する時期として把えることができる。しかしこの論稿は、一九四五年 (昭和二○年)八月の敗戦から、一九六○年(昭和三五年)六月の新安保条約の締結にいたるまでを限って取扱ってい

る。この時期は軍事的従属を主軸として対米従属が進行し、これを補強するために、経済的=政治的従属が深化して く過程として特徴づけられる。そして、それに引き続く日本独占資本主義の全面的な対米従属が、体制的に完備す

法と経済の関係について

五〇七

るつぎの時期を準備した。この時期の法と経済の関係を検討してみよう。

第一期(一九四五年<昭和二〇年>八月~一九四七年<昭和二二年>五月)の法の役割

ケル米国ノ初期ノ対日方針 る単独占領が進行した。アメリカ帝国主義は、この事実上の単独占領をテコとして、自己の根本的利益の達成のため 内部では、アメリカ帝国主義とソヴェト社会主義との意見の対立が存在していたが、事実上のアメリカ帝国主義によ 多くの占領命令を発した。この総体は占領法体系を構築した。 九四五年(昭和二〇年)八月の敗戦は、日本人民にかって経験したことのない占領体制をもたらした。極東委員会 一九四五・九・二二)は、つぎのものであった。 当時のアメリカ帝国主義の対日方針 (降伏後ニ於

『降伏後ニ於ケル米国ノ初期の対日方針(一九四五・九・二二)

本文書ノ目的

羅シ居ラズ本文書ニ含マレズ又ハ充分尽サレ居ラザル事項ハ既ニ別個ニ取扱ハレ乃至ハ将来別個ニ取扱ハルベシ 及米国内関係各省及機関ニ対シ指針トシテ配布セラレタリ、本文書ハ日本占領ニ関スル諸問題中政策決定ヲ必要トスルモノヲ網 本文書ハ降伏後ノ日本ニ対スル初期ノ全般的政策ニ関スル声明ナリ本文書ハ大統領ノ承認ヲ経タルモノニシテ聯合国最高司令官

第一部 究極ノ目的

日本ガ再ビ米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコトナキ様保証スルコト

日本ニ関スル米国ノ究極ノ目的ニシテ当初ノ時期ニ於ケル政策ガ遵フベキモノ左ノ如シ

ルコト、 他国家ノ権利ヲ尊重シ国際聯合憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米国ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ追テ樹立ス 米国ハ斯ル政府ガ出来得ル限リ民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル国民ノ意思ニ

支持セラレザルガ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ聯合国ノ責任ニアラズ(以下略)

二、民主主義勢力ノ助長

及之ガ収入ヲ広範囲ニ分配スルコトヲ得シムル諸政策ハ支持スベシ日本国民ノ平和的傾向ヲ強化シ且経済活動ヲ軍国主義的日 民主主義的基礎ニ基キ組織セラレタル労働、生産業及農業部内ノ諸組織ノ発展ハ之ヲ奨励支持スベシ生産及商業手段ノ所有権 7ノ為ニ支配乃至指導スルコトヲ困難ナラシムルト認メラルル経済活動ノ各形態、組織及指導者ハ之ヲ支持スベシ

日本当局ハ最高司令官ノ同意及監督ノ下ニ依然国内ノ財政、貨幣並ニ信用政策ノ管理及指導ノ責任ヲ保持スベシ

日本当局ハ最高司令官ノ同五、財政、貨幣竝ニ銀行政策

六、国際通商及金融関係 的ノ為ニ必要トスル原料竝ニ他ノ商品ヲ購入スルコト竝ニ許容セラレタル輸入ノ支払ヲナス為ノ商品輸出ヲ許可セラルベシ サルルコトヲ確実ナラシメル為最高司令官ノ承認及監督下ニ置者レルベシ(以下略)』 右諸取引ガ占領軍当局ノ政策ニ違反セズ且特ニ日本ノ獲得スル一切ノ対外購買力ガ日本ノ欠クベカラザル必要ノ為ニノミ利用 日本ハヤガテハ諸外国トノ正常ナル通商関係ノ再開ヲ許容サルベキモ占領期間中ハ適当ナル統制ノ下ニ外国ヨリ平和的ナル日 切ノ商品輸出入、外国為替及金融取引ニ対シ統制ヲ維持スベキ処右統制実施ノ為ニ執ルベキ政策及実際ノ統制運営ハ何レモ

三二年(昭和七年)の共産主義インタナショナル執行委員会西欧ビューローの提起した『日本における情勢と日本共産 警察機構を急速かつ徹底的に、解体・廃止することであった。これはアメリカ帝国主義が国家権力の中枢である暴力 これまで絶対主義的天皇制にたいする人民斗争の基本的性格は、反封建・反独占・反軍国主義であった。これは一九 がとられたのである。アメリカ帝国主義は、占領目的達成のため、人民斗争の革命的高揚を阻止する必要があった。 装置を自からの手で掌握し、軍事占領を中核とする日本支配をなしとげるためであった。この限りで、 これで解るように、 アメリカ帝国主義の初期の対日方針は、 なによりも絶対主義的天皇制の暴力装置である軍隊 非軍事化政策

日本共産党は、 国内における諸階級の力関係ならびに日本当面の革命の本質および任務にかんし、正しき明瞭な理解を持

法と経済の関係について

党の任務にかんするテーゼ』(三二年テーゼ)によって、明確にしめされていた。すなわち、

五〇九

く進んだ発展との抱合を現わしているところの、日本における支配的な制度の特質を顧慮し分析することなくしては、とうてい 内諸階級の力関係、日本における来るべき革命の性質および任務は、封建性の異常に強力な諸要求と独占資本主義のいちじるし 正当に評価されえない。 たねばならぬ。日本共産党は、この根本問題にかんしその陣列内にある誤れる理解を訂正せねばならぬ。 現在の時期における国

(一)日本における具体的情勢の評価にさいしてかならず出発点とならねばならぬ第一のものは天皇制の性質および比重であ

中に維持し、勤労階級にたいする抑圧および専横支配のための官僚機構を間断なく造り上げてきた。日本の天皇制は、一方では 保持している。 日本の天皇制は、その独自の、 階級の頭部ときわめて緊密な永続的ブロックを結び、かなりの柔軟性をもって両階級の利益を代表してきたが、それと同時に、 主として地主という寄生的封建階級に立脚し、他方ではまた急速に富みつつあった強欲なブルジョアジーにも立脚し、これらの 日本において一八六八年以後に成立した絶対君主制は、 (以下略) 相対的に大なる役割と、えせ立憲的形態で軽く粉飾されているに過ぎないその絶対的性質とを、 その政策は幾多の変化を見たにもかかわらず、 無制限の権力をその掌

における地主は概して自分では農業を営まないが、しかしかれらの手には日本の全耕地面積の四割以上が、しかも最上の等級に 属するものが、集中されている。(以下略) 化と農民の主要大衆の窮乏化とを促進しているところの、この日本農村におけるアジア的におくれた半封建的体制である。 (二) 日本における支配的な制度の第二の主要構成部分は、 地主的土地所有 日本農村の生産力の発展を阻害し、 日本

本主義的コンツェルンは、日本の国富の最大の部分を独占した。 ぐる帝国主義的世界戦争のさいにはとくにはなはだしかったが――ごく少数の金融王の手中への資本の異常な集中を助けた。資 (三)日本における支配的な秩序の第三の根本要素は、貪欲な独占資本主義である。熱病的な投機的利潤追求は (以下略) -それは過

封建的および高利貸的隷属に反対するための闘争に駆りたてるであろうということである。 反対し、警察的天皇制の支配に反対し、労働者の低い植民地的生活水準およびその政治的無権利に反対し、さらに農村における 六、以上の分析全体から生ずる結論は、

日本における全政治的・経済的情勢は、 日本共産党中央委員会出版局 一九七〇年一二月 六七~七一ページ》 革命運動をば、まず第一に、 (以下略)』(日本共産党綱領問題文 帝国主義戦争に

年五月)―→ゼネスト(一九四七年二月)の人民斗争の展開は、国家権力と対決する斗争として位置づけられる。 産管理斗争(一九四五年一○月)―→内閣打倒の国民運動(一九四六年四月)―→米よこせの人民食糧管理斗争(一九四六 本的には国家権力そのものにたいする斗争として発展せざるをえない。事実一九四五年(昭和二○年)一○月以降の生 斗争として、ブルジョア的要求である民主化=近代化斗争としての性格をもつように指導した。だが人民斗争は、基 国主義そのものにたいする斗争としての基本的性格をもつことを防止した。このため人民斗争が反封建・反軍国主義 となしている。アメリカ帝国主義は、絶対主義的天皇制にたいする人民斗争の都合のよい部分を利用し、アメリカ帝

人民斗争が、こうした性格をもつや、アメリカ帝国主義は直ちに弾圧(GHQ二・一スト禁止<一九四八年一月三○

に、 うまでもなく日本国憲法は、アメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本の共通の利益にもとづいて 制 定 され ブルジョア法意識を定着させ、国家権力の経済的諸関係にたいする介入を、合法化する役割を果すことができた。 軍事的占領という実質には、なんらかの変更がなされたものではなかった。ここでは占領命令による直接支配が、憲 る。日本国憲法の制定は、アメリカ帝国主義の占領命令による支配を、法形式上で変更することになった。 国主義の政治的地位を認識せしめる結果となった。このため、アメリカ帝国主義は軍事占領を間接占領に移 す た め 日>・マッカーサ大衆示威禁止書簡<一九四八年七月二二日>)した。 この弾圧は、当然に日本人民にたいしてアメリカ帝 の基本構造と、それを通じてブルジョア法理念を定着させることになる。日本国憲法の施行によって、 た、ブルジョア的憲法としての基本的性格をもつものである。日本国憲法は日本独占資本の再編・強化に役立つ権利(1) 法体系にもとづく国内法的支配という外形を導いたに過ぎなかった。そして、これを利用して、法による支配とい 日本国憲法の制定を必要とした。このため一九四六年(昭和二一年)一一月には、日本国憲法が制定されたのであ しかし、

法と経済の関係について

と占領法体系とを二重構造において把える法理論的思考は、かかる事実の陰蔽に奉仕することになる。(3) がブロ 定の論拠を提供した。 によって、アメリカ帝国主義が国家権力のにない手である日本独占資本を、 領法体系の二重構造という現象を導いた。この法的現象は、占領法体系が超憲法体系としての法理論構成をとること 同一の法的性格をもつものであった。この法理論的構成は、アメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本と ロックを形成し、 日本の国家権力を掌握しているという事実を陰蔽するに役立たしめられる。従って、(2) だが憲法体系と占領法体系の二重構造は、矛盾する法的存在としてではなく、内実に 外部から指揮しているとする法理論 憲法体系 7

るという現実をいささかも変化させるものではなかった。いま、 日本国憲法の制定は、国家権力がアメリカ帝国主義とそれに従属した日本独占資本とのブロックによって担われてい 独占資本主義の再建・復活が、対米従属の深化と表裏一体をなし、 憲法体系と占領法体系とは、 日本人民の支配にたいする法の二つの側面である。そして、それの展開 占領法体系に属する覚書・指令の若干を 例 相互に補完的作用をはたすものであった。 過程は、 示 従って する 日本

五三四ページの表のようになる。

1 の性格規定は修正を要する』(一一〇ページ)とされ、つづいて『現行憲法は反封建・反独占・反軍国主義という三つの側 民法的)ブルジョア民主主義という意味に使われることもあるので、それだけでなく、現代的意味を含ませるとすれば、こ 独占政策の理念は、憲法上の理念や二八条の規定に定着していると言うべきである。またそれとの関連で、憲法の性格を前 建的反軍国主義であるけれど、反独占ではないという性格をもつブルジョア民主主義憲法』(長谷川正安編 安保体制と法 三一書房 一九六二年一月 渡辺洋三教授は、日本国憲法の性格について、これまで『象徴天皇制の温存という唯一の大きな例外を除いては、 『ブルジョア民主主義的憲法』と規定したが、この言葉も不正確であると反省する。この言葉は古典的 戦後改革1 東京大学出版会 一九七四年七月)のなかで、『こういう広義の反独占という観点からすれば、反 四ページ)とされていた。ところが最近の論稿(戦後改革と日本現代法 東京大学社会科学

2 国独占ブルジョア階級の独裁を、プロレタリア階級の指導する人民の民主主義独裁にとってかえることである。現段階にお これは社会主義への平和的移行が、この憲法をテコとしてなしとげられるとする基本的見解にたつ主張のように思われる。 アメリカ帝国主義の日本支配をくつがえし、独占ブルジョア階級を中心とする売国反動派を打倒し、アメリカ帝国主義と売 の性質を『プロレタリア階級の指導のもとに、労働者、農民、勤労人民の階級同盟を基礎に、広範な日本人民を団結させて にいたるまで一貫している』(日本共産党(左派)中央委員会決議集 もなく、アメリカ帝国主義とそれに従属した独占ブルジョア階級が握っている。この支配の本質は、一九四五年いらい現在 面における民主的理念によって支えられた民主主義的憲法として制定された』(同上一一〇ページ)と説を変更されている。 この点について、日本共産党(左派)第一回全国大会の政治報告(一九六九年一一月)は、『日本の国家権力は、疑い 一九七二年九月 八ページ)と指摘し、当面の革命

3 及されている。この点については、渡辺洋三教授も同様の見解にたっている(戦後改革と日本現代法 (安保体制と法 三一書房 一九六二年一月 もっともいわゆる「マルクス主義法学者」は、こうした理解をなしていない。たとえば長谷川正安『安保体制と憲法』 戦後改革I 東京大学出版会 一九七四年七月 一一七ページ)。 四三ページ以下)では、二つの法体系が両立しえない法体系であるとして論 東京大学社会科学研

ける日本革命の性質は、反米帝・反独占の人民民主主義革命である』(同上一七ページ)となしている。

4 中にふかく組みいれられている』(一六二ページ)とされ、日本の国家権力のにない手が直接に米日独占資本であるとされ 権力と異り、 本の国家権力の意思(その基本的なアジア政策)の外に出ることはできない。今日の国家権力は、戦前の独自な天皇制国家 力をもつに至るほど強力となり、国内において国家独占資本主義体制を掌握した』(一六二ページ)とされ、『しかし、日 権力の担い手を日本独占資本であるとされている。すなわち『もちろん講和によって日本の独占は、みづから固有の国家権 いないようである 渡辺洋三教授は『戦後の日本資本主義経済と法』 (現代法七 岩波書店 社会主義国家権力に対抗する世界的資本主義国家権力、その頂点としてのアメリカ資本主義国家権力の一環の 一九六六年五月)で、講和以降の日本の国家

占領命令(指令・覚書)によるもの

○軍隊・警察の解体に関するもの

1945. 9.10	言論及び新聞の自由に関する覚書
9.22	降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針
10.22	日本の教育制度の行政に関する覚書
10.23	日本の一般市民の武器引渡に関する覚書
10.24	信教の自由に関する覚書
11. 4	憲兵隊に関する覚書
11. 4	特務機関に関する覚書
1946. 1. 4	好ましくない人物の公職よりの除外に関する覚書
1.16	日本警察官の武器に関する覚書
5.20	GHQ大衆示威禁止
5.23	日本軍より受領し及び受領さるべき資材・給与品及び施設
	に関する覚書
1947. 1.30	マッカーサーゼネスト禁止

○経済に関するもの

1945.10.20	巨大金融企業の解散若くは清算に関する覚書
11. 6	持株会社の解体に関する覚書
11.28	労務政策に関する覚書
12. 8	制限会社の規定に関する覚書
12. 9	農地改革に関する覚書
1946. 7.23	持株会社整理委員会に関する命令及び規制に関する覚書

ジの表ものがあった。 制の物質的土台をなしていた経済的諸関係の再編成を、なしていくという点に特徴づけられている。従って治安対策 これまでの占領体制は憲法体系のもとで維持され、治安対策を計る諸法律が制定されている。これは絶対主義的天皇 を計る諸法律も、この経済的再編成の過程に生ずる人民斗争を抑圧するものであった。これをあげると、五三六ペー 法体系のもとで、占領政策を補完する役割を果すことになった。ここではおびただしい数の法律の制定がみられる。 一九四七年(昭和二二年)五月の日本国憲法の施行は、占領命令である覚書・指令に代って、国内法体系としての憲

経済的再編成政策は、財閥解体・労働改革・農地改革を主軸としてなしとげられた。この三つの柱は相互にからみ 法の側面から把えれば、法を媒介として、対米従属の体制的整備をなす過程として指摘できる。これらの経済

再編成過程を法的側面で検討しておこう。

商・投資の自由化の拡大によって、いわゆる解放経済体制の確立が企図されていた。財閥解体による経済的土台の改 占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)』(昭和二二年法五四号)をみれば明らかである。ここでは通 った。従って、反独占=独占規制という法的性格をもってはいない。これは一九四七年(昭和二二年)四月の『私的独 た。ここでは『財閥』という特殊日本的な独占資本の排除を意味し、独占資本主義そのものの排除を意味していなか 財閥解体と法 財閥解体政策は、 絶体主義的天皇制の 物質的土台を 解体させる諸政策の 一環として進行し

法と経済の関係について

革にたいする諸立法としては、五三七ページの表にしめしたものがあげられる。

治安対策を目的とする法令

教育基本法	昭和22年法25号
学校教育法	昭和22年法26号
刑法改正	昭和22年法124号
警察法	昭和22年法196号
軽犯罪法	昭和23年法39号
警察官職務執行法	昭和23年法136号
刑事訴訟法改正	昭和23年法260号
団体等規制令	昭和24年政令64号
	学校教育法 刑法改正 警察法 軽犯罪法 警察官職務執行法 刑事訴訟法改正

年)の二・一スト禁止(マッカーサーゼネスト禁止)による労働運動の 型低賃金の解消をはかり、 革が企図された。これは狭隘な国内市場を土台として成立した日本 弾圧は、 向しはじめるや、弾圧されることになった。一九四七年 して展開することを抑止した。だから労働運動が本来的なものを指 労使協調路線の体制内的労働運動として許容し、 を与え、日本資本主義にとって脅威とならない、社会改良主義的な 結権・団体交渉権を認め、労働条件の改善にたいする可能性の幻想 れば明らかである。 人員四、六五五、二五七人に達した。これは五三八ページの表をみ は急速に増大し、 て展開せざるをえない。一九四五年(昭和二〇年)以降労働争議件数 なされた。だが労働運動は、本質的に労働者自からの解放運動とし が人民斗争として発展することを、阻止する基本政策にもとづいて (2) 労働改革と法 労働運動を体制内のものとしてのみ承認するという労働政 一九四八年 (昭和二三年) には一、四一九件、 アメリカ帝国主義は労働者に、 財閥解体の経済政策と結びついて、労働改 経済の再編成をなし、同時に、労働運 本来的労働運動と 一定の枠内で団

参加

明瞭にしめす法的措置であった。 これ は や が て一九四八年

(昭和二二

									-	
の政策がとられた。このことは独占資本に			19					19	19	19
っていた。この点から、農民斗争を利	949 950		948.		1			947.	946.	945.1
要求を利用して、労働者から農民を切		1	4	.2	.2	4	3	1	4	.1
て発展することを阻止するため、農民		財閥							持杉	会社
を確保するためであった。すなわち	i 禁止 生の一	圆 同族	∳取弓		S法律 医経済		∲取弓	.,	卡会社	ヒノ解
斗争を反社会主義的なものとし、資		支配				,,,		, -	整理	散ノ
り、他方では農民を小土地所有者に		— 排除》						分の記	委員:	制限
市場を拡大し、労働力の供給を農民	するネ	去					• • • • •	調整は	会令	等ノ作
なされた。これは資本蓄積をなしとげ	去律			こ関す				こ関す		‡
(3) 農地改革と法 労働改革と並				る勅		の確	i	る法		
働諸立法をみれば明らかである。			•	令		保に関	/m	律		
設定する点にあった。これは五三						1				
し、労働政策の補完的役割を果すも		昭和	昭和		昭和	昭和			昭和	昭和
の『民主化』促進という、体制内的	i24年 i25年	23年	23年		122年	22年	22年	22年	21年	20年
た。労働諸立法は、いづれも『産業平		法 6 -	法25-		法207	法54-		•	勅令2	勅令6
公務員の団体交渉権・罷業権の全面		号	号	5 67号	7号	宁		-	233号	57号
(昭和二三年)七月の政令第二〇一号に										

公務員の団体交渉権・罷業権の全面的否定となってしめされ (昭和二三年)七月の政令第二〇一号による国家公務員、地方

労働争議発生件数と争議参加人員

	発生	件 数	争議行為	きを伴ったもの
年次	件数	参加人員	件数	参加人員
1945	243	164,207	89	47,351
1946	, 910	2,716,235	810	634,983
1947	984	2,957,036	683	295,321
1948	1,419	4,655,257	913	2,605,483
1949	1,306	2,484,324	651	1,239,546
1950	1,399	1,494,680	763	1,026,841
1951	1,146	2,006,968	670	1,386,434
1952	1,195	2,813,666	725	1,844,396
1953	1,232	2,967,859	715	1,305,246
1954	1,127	2,440,885	690	815,657

図され、真に小作・貧農の立場にたったも

め、基本的にはなお寄生地主制の維持が企的に物納小作料も認められていた。このた

備考 労働省 (労働争議統計) による

低賃金労働と軍国主義の復活の温床となるの不徹底かつ寄生地主制の温存的性格が、のとはいえなかった。この第一次農地改革

存立の物質的基盤を奪われ、いわゆる家族の制定となった。この第二次農地改革によの制定となった。この第二次農地改革によい、一九四六年(昭和二一年)一二月の『自

二〇年)一二月の農地調整法改正(昭和二〇収奪を可能にする。これは一九四五年(昭和支配と、農民にたいする直接の資本主義的

年法六四号)をみれば明らかである。

そこ

では地主の五町歩保有が個人単位で認めら

自作には雇傭者の利用も許され、例外

1946. 2	旧労働組合法	昭和21年法51号
9	労働関係調整法	昭和21年法25号
 1947. 1	2・1ゼネスト禁止命令	
2	労働基準法	昭和22年法49号
10	国家公務員法	昭和22年法120号
1948. 7	マッカーサー書簡	昭和23年政令201号
12	国家公務員法改正	昭和23年法222号
1949.6	新労働組合法	昭和24年法174号
6	労働関係調整法改正	昭和24年法175号

○ページの表にかかげたものがある。 と関を中心とする自作農が、体制支持の安定層として定着された。これと同時に一九四七年(昭和二三年)の『食糧確保臨時措置法』(昭和二三年法一三二号)による、食糧管理制度にもとづく集荷部門二三年法一三二号)による、食糧管理制度にもとづく集荷部門二三年法一三二号)による、食糧管理制度にもとづく集荷部門二三年法一三二号)による、食糧管理制度にもとづく集荷部門二三年法一三二号)による、食糧管理制度にもとづく集荷部門で、農業協同組合に担わせることによって、独占資本の農民を、農業協同組合に担わせることによって、独占資本の農民を、農業協同組合を通じる。

との軍事的対立を深めつつ、社会主義体制の封じ込め政策を憲法体系による支配に転換し、法制的整備が急速に進行して憲法体系による支配に転換し、法制的整備が急速に進行して憲法体系による支配に転換し、法制的整備が急速に進行して憲法体系による支配に転換し、法制的整備が急速に進行して憲法体系による支配に転換し、法制的整備が急速に進行して憲法体系による支配を以上の老祭によって、この時期は占領法体系による支配を以上の老祭によって、この時期は占領法体系による支配を

五一九

とるにいたった。このためアジアにおいても、

中国革命の成

農地改革を目的とする法律

1945,12	農地調整法改正	昭和20年法 64号
1946.10	自作農創設特別措置法	昭和21年法 43号
1947.11	農業協同組合法	昭和22年法132号
1948.11	食糧確保臨時措置法	昭和23年法132号

る軍隊 て、

-自衛隊

―の創設、つまり軍事的従属をはかる政策を前面に打ち出した

放運動を抑止する必要が生じた。ことに、三八度線で分断された全朝鮮の平和的統 功と中華人民共和国の成立(一九四九年一〇月)によって、高揚したアジアの民族解

一の要求が、アメリカ軍隊の撤退の方向で前進した。このためアジアにおける反共

鮮戦争を引き起した。こうして日本の『共産主義の防壁』としての役割を強化する 軍事体制の強化と、軍備拡張による恐慌の切抜けのために、アメリカ帝国主義は朝

た。このアジアの反共拠点としての役割を果させるという基本的政策にも とづ い ために、軍事的従属を主軸として、政治的・経済的従属を深化させることとなっ

アメリカ帝国主義は暴力装置である軍隊を補強するために、

自己の指揮下にあ

1 東京大学出版会 山本潔 戦後危機の展開過程 一九七四年七月一〇一ページ。 東京大学社会科学研究所編 久保田順 世界経済の戦後構造 戦後改革5

新評論社

一九七三年一二月

一五五ページ。

のである。これはつぎの時期に引きつがれていくことになる。

五二〇

この矛盾を条約上で解決しようとしたものである。 再編成されるための補完物としての役割を果すものといえる。 捲き起さざるをえない。 らのがれるために、対米従属を深化させることによって解決を計った。このことは当然に反帝・反独占の人民斗争を 帝国主義が敗北したため、特需によって資本蓄積をなしえた日本独占資本は、経済的危機にたたされた。この危機か する人民弾圧を強化するための多様な法律の制定を結果したのである。ところが朝・中人民の力によって、アメリカ 通貨安定(単一為替の設定) によって、前提条件が作出される過程である。このため一方では、ドッジ・ラインによるインフレーションの収束 従属を中核として、経済的従属を体制的なものとして整備していく過程としての特徴をもっている。ここではアメリ 争による特需によって、資本蓄積をなし復活した。 と結びつくことになる。法の側面からいえば、講和条約の締結によって、日本の独立が条約上で達成させられること カ帝国主義への軍事的従属を前面に押出し、これを軸として政治的・経済的従属を体制的に完成させるつぎの 日本は朝鮮戦争によって、アメリカ帝国主義の後方基地としての役割を担わされた。 独占本位の経済再建を強行(集中生産方式・合理化)する経済立法とともに、他方では、レッドパージをはじめと 一九五一年 ・超均衡予算の編成を要求され、中小企業・勤労大衆の犠牲の上で安定恐慌を 現 (昭和二六年)九月の『日本国との平和条約』 従って講和条約の締結は、対米従属のもとで日本独占資本主義が 日本独占資本主義の再編成過程は、 (サンフランシスコ条約) 日本独占資本主義は、 アメリカ帝国主義への の調印は、 出 朝鮮戦 ・時期へ 軍事的 せ

はと経済の関係について 講和条約・安保条約と法

安保条約)によって、日本に軍事的義務を負担させ、日本の再軍備体制の布石として締結されたものであった。 に締結された『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約』(日米安保条約)をみれば明らかである。 本独占資本のブロックによってにぎられているという事実には、なんらの変化をももたらさなかった。これは、 た。従って、アメリカ帝国主義の日本支配という実質的な社会・経済的関係には変りがなかった。だが、 条約の調印国には 日本と戦った主要国である中国・ソ連が参加せず、 日本とアメリカとの 事実上の単独講和で あっ らした。だが、これは全面講和ではなく、同時に発効した『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約』 った法理論に理論的根拠を提供した。しかし、実際においては、国家権力がアメリカ帝国主義と、それに従属した日 の平和条約』によって、条約上で独立国としての法形式を獲得し、国家権力の担い手が日本独占資本であるとする誤 九五二年(昭和二七年)四月二八日の『日本国との平和条約』(講和条約)の発効は、法形式上で占領終結をもた 『日本国と (日米

『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(抄)

の自衛権を行使する有効な手段をもたない。 無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よって、日本国は、平和

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有

別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。 条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずるのと同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。 平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個

及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。 これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在若干の自国軍隊を日本国及びその附近に維持する意思がある。但し、 アメリカ

合衆国は、日本国が攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられう べき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

さらに、安保条約の細目的取り極めは『日本国とア メ リ カ 合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定』

(一九五二年/昭和二七年/二月二八日)でなされている。これはつぎのようになっている。

『日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(抄)

関する規定を有する安全保障条約に署名したので、 日本国及びアメリカ合衆国は、千九五十一年九月八日に、日本国及びその附近における合衆国の陸軍、空軍及び海軍の配備に

利益及び敬意の緊密なさずなを強化する実際的な行政取極を締結することを希望するので、 と述べているので、また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の また、同条約第三条は、合衆国の軍隊の日本国及びその附近における配備を規律する条件は両国政府間の行政協定で決定する

よって、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。(以下略)』

リカ帝国主義は外部から、これを指揮するとする間接支配の外形を作出したに過ぎなかった。ここでは軍事的従属か う実体にいささかの変更もない。しかもこの実体を陰蔽するために、国家権力を直接に日本独占資本が担ない、アメ 領を継続しているのであって、国家権力がアメリカ帝国主義と、これに従属した日本独占資本のブロックであるとい ここではアメリカ帝国主義が従属した日本独占資本の意思として法を確定し、法による支配を媒介として、軍事占

法体系にもとづく諸立法のもつ、法の経済にたいする反作用を利用して、資本主義的発展がとげられていく過程であ ら政治・経済・軍事の全面的従属の完了の法的表現として位置づけることができる。従って、法制的にみる限り、憲

法と経済の関係について

は、 る。 助的機能を果す自衛隊を 根幹とするものであって、 化に役立たしめられている。これは治安・労働・教育を主軸とする諸法制が、完備させられていくことをみても明ら 体系と超憲法的な占領法体系の二元的構造に終止符がうたれ、以後憲法体系にもとづく一元的構造に復帰したとする するのであるから、 るとする映像をうつしだすことができた。もちろんそれらの諸立法は、 いうまでもなく、この法形式にもかかわらず、アメリカ帝国主義にとっても、これに従属した日本独占資本にと 五四五ページの表をみれば明らかである。 日本人民にたいする支配の実態の変更を伴うことがなかった。ここでは憲法体系が、 占領体制そのものが、法的にみても、 占領下の治安立法は廃止されることなく、 個別的に考察すると基本的目的そのものを不明確なものとする。従って安保体制のもとで、 日本の独立が実現したとする主張に、 労働関係法も治安立法としての 性格をもつようになった。 再編成された。これらの治安立法は、 相互にからみあって、この基本的目的を達成 法的根拠を提供することにな アメリカ軍隊とそれの補 対米従属の法体制の強

商航海条約』と、それにもとづく一九五四年(昭和二九年)五月のM・S・A協定(日本国とアメリカ合衆国との間の相 きた。日本独占資本の国際経済にたいする関係は、急速に強化された。ことに一九五三年 まで『外国為替および外国貿易管理法』(昭和二四年法二二八号)による、 帝国主義の国際経済政策 化する前提にたち、 法的技術を利用して、 政治的にいえば反動化が法の上でも本格的に展開したことを意味している。 法内的規制として位置づけられた。ここでは対米従属が軍事的・経済的・ 通商・投資の自由化の拡大――にもとづく、 国際収支の均衡のもとで、民間貿易がなされて 経済的諸立法を中核として進行した。 (昭和二八年)四月の『日米通 この場合、 政治的従属として深 アメリカ

らの諸立法は、

日本独占資本主義を育成する経済成長政策と結びつくと同時に、

日本国憲法の解釈変更という

治安対策を目的とする法律

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協	昭和27年法138号
力及び安全保障条約第6条に基く施設及	
び区域並に日本国における合衆国軍隊の	
地位に関する協定の実施に伴う刑事特別	
法	
破壞活動防止法	昭和27年法240号
電気事業及び石炭鉱業における争議行為	昭和28年法171号
の方法の規制に関する法律	
学校教育法改正	昭和29年法19号
教育公務員法改正	昭和29年法131号,
	法156号,法159号
	法181号
義務教育諸学校における教育の政治的中	昭和29年法157号
立の確保に関する臨時措置法	
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護	昭和29年法166号
法	·
破壞活動防止法改正	昭和29年法163号
	力及び安全保障条約第6条に基く施設及 び区域並に日本国における合衆国軍隊の 地位に関する協定の実施に伴う刑事特別 法 破壊活動防止法 電気事業及び石炭鉱業における争議行為 の方法の規制に関する法律 学校教育法改正 教育公務員法改正 義務教育諸学校における教育の政治的中 立の確保に関する臨時措置法 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護 法

いる。

A協定はつぎのようになっては急速に進行した。M・S・は急速に進行した。M・S・は急速に進行した。M・S・は急速に進行した。M・S・

も軍事経済の基盤育成という

備などの経済政策は、いずれ道路・港湾などの基幹産業の育成、と同時に大企業中心の重化学と同時に大企業中心の重化学とのは、

本の再軍備促進・自衛隊の強
M・S・A協定によって、日 深化をしめす指標であった。 資本の対米従属のいっそうの 互防衛援助協定)は、日本独占

五二五

『日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(抄)

第一条

足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助の条件及び終了に関する規定に従って供与するものとする。 従って使用に供する援助は、千九百四十九年の相互防衛援助法、千九百五十一年の相互安全保障法、この二法律を修正し又は補 とがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであってはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に 務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとする。いずれか一方の政府が承認するこ 及びこの協定の両署名政府が各場合に合意するその他の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役 各政府は、この協定に従って受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用す 各政府は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、

るものとし、

いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

九五二年(昭和二七年)には兵器製造が認められ、軍需産業の育成・拡大がなされたのである。これらの再軍備のため 八月には、警察予備隊が発足したが、講和条約後には保安隊に昇格し、さらにM・S・A協定によって一九五四年 れるとになる。こうして日本の本格的な再軍備がはじまることになった。朝鮮戦争の直後の一九五〇年(昭和二五年) る。ここでは、日本独占資本主義の発展を対米従属の深化によって押進める方向が、法の強制によって、現実させら 台である日本の経済の安定が必要だとし、軍事的・政治的・経済的な全面的従属が、示唆され て い る点に特色があ (昭和二七年)には、防衛庁と自衛隊となって軍事的増大がはじめられた。他方、この再軍備の要請に答えるため一 ・S・A協定は、明確にアメリカ帝国主義への従属的再軍備を強要し、しかも相互防衛のために、その物質的土

の法令には、五四八ページの表に掲げたものがあげられる。

(2) 経済成長政策と法

法に攻撃がむけられた。これは独占禁止法が独占資本にとって障害となるからである。すでに一九四九年 産業構造の合理化促進 対米従属のもとで日本独占資本主義の市場支配が決定的に強化されると、 独占禁止

極的意味をもつものである。従ってカルテルの許可権が、公正取引委員会から行政官庁(通産省)に移され、 よって準備されていた。これらの特別立法は、いづれも私的カルテルの市場統制を、国家が直接に助長・強化する積 導入の道が開かれることによって、後退が開始された。もちろんこの独占禁止法の後退は、先行する各種の特別法に 年)の独占禁止法の改正 の意思通りに運営されるに至った。これらの特別法による準備過程を経て、一九五三年(昭和二八年)には独占禁止 (昭和二四年年法一○三号)によって、国際契約と株式保有が緩和され、国際石油資本の国内 独占資本

法改正 再販価格維持契約の適用除外など、企業結合を大巾に緩和し、資本蓄積の増大を促進した。これは独占資本による経 (昭和二八年法第二五九号)がなされた。ここではトラストの予防措置の緩和、不況カルテル、合理化カルテル、

済成長政策と、それに対応する資本構造の変化に法的保障を与え、独占資本による市場支配を、国家権力が補強・助

展 開放経済体制への移行――の対応策として、とられた法的措置であった。そのためには、なによりも産業構造 (昭和二八年)の独占禁止法改正(昭和二八年法二五九号)は、対米従属のもとでの日本独占資本主義の発 長する法的性格をもつものである。

九五三年

が基本的課題とされるに至った。 五号)によって、個別企業の合理化の促進がはかられてきたが、産業構造全体の合理化の達成のために、 の高度化・国際競争力の強化が必要であった。すでに一九五二年(昭和二七年)の『企業合理化促進法』(昭和二七年法 これは一九五七年(昭和三二年)。 の『産業合理化白書』(通産省編)によってしめさ

法と経済の関係について

再軍備のための法令

1950. 8	警察予備隊令	昭和25年政令26号
1952. 7	保安庁法	昭和27年法 265 号
1953. 3	武器等製造法	昭和28年法 145 号
1954. 6	防衛庁設置法	昭和29年法 164 号
1954. 6	自衛隊法	昭和29年法 165 号

策と関連して、一段と進展させられた。いま、これらの諸立法をしめすと、五

年(昭和三二年)以降急速に進行し、

一九五九年(昭和三四年)の貿易自由化政

とげられた。こうして、独占禁止法制から独占助長法制への転換は、一九五七 見返り資金から開発銀行中心の融資に重点が うつ され、これら財政投融資金 措置や税制、 投資が活発化した。さらに産業基盤開発政策、外資導入、資本蓄積のための特別 した。そして国家と民間企業の合体した企業体が生まれ、国家の民間企業への は、経済援助資金や世銀借款の外資とともに、高度成長の戦略産業部門に集中 れている。こうして管理通貨制のもとに産業投融資政策が本格化した。これは 外貨割当制などによる独占資本の保護をはかる法制的整備がなし

当然に企業合理化による労働者の搾取の強大化によって実現させられる。この ため労働者の権利を徹底的に抑圧する必要が生じた。一九五二年(昭和二七年) 五〇ページの表のようになる。 (ъ) 労働運動の抑圧 独占資本の助長のための経済成長政策への転換は、

に労働者のスト規制をなすだけではなく、労働運動そのものを治安対策という 家権力は、 れにたいして炭労・電産ストにみられる大斗争が展開した。これにたいして国 の秋から冬にかけて、企業合理化による低賃金・労働強化が押しつけられ、こ 一連の反労働者立法を制定し、労働運動を弾圧した。ここではたん

五二八

基本的視角で把える点で、 特徴的であった。これは、五五一ページの表をみれば明らかである。

制定し、経営の合理化をはかることによって、独占資本にたいする系列化をはかり、 力確保を農民に求め、農業収奪を強化し、農村を破壊することによって実現した。しかもこれは、 による、零細農民の切捨政策によって、決定的なものとなる。 内部矛盾に直面したのを利用して、一九五一年(昭和二六年)に『農業協同組合再建整備法』(昭和二六年法一四〇号)を 農業破壊が進行したのである。 の貿易の自由化による、大量の農産物の輸入の要求と合致していた。こうして一九五四年(昭和二九年)以降急速に がて一九六一年 (c) この農業破壊がどのように進行したかは、 農民収奪の強化 (昭和三四年) 六月の農業基本法 日本独占資本は経済成長政策にもとづいて、大量の低賃金労働力を必要とした。この労働 さらに独占資本の農民支配の強化は、 五五二ページに掲げた表で明らかである。そしてこの農村破壊は、 (昭和三四年法一二七号) にもとづく、 いま、農民収奪の強化をはかる諸立法をあげると、 食糧管理制度に依存してきた農業協同組合が、 農業改善事業による選択的拡大 側面から農業破壊をなしていっ アメリカ帝国主義 五. ex

以上の考察によって、この時期の特徴は、 アメリカ帝国主義への軍事的従属を主軸とする経済成長政策のもとで、

五三ページの表のようになる。

米従属である新安保体制へと転化する、 資本主義の発展にもとづく、 のもとでなしとげられ、 経済的諸関係にたいする法制的整備がなしとげられている点にあった。これは日本独占資本主義の復活が、 国家権力をにぎっているアメリカ帝国主義と、それに従属した日本独占資本のブロックによる人民支配に、 急速に生産力を回復し、国際経済に関係づけられる時期であったといえる。これは日本独占 社会・経済的条件の変化を基礎に、 基礎条件の整備がなされる時期であった。この法体制の整備は、 より決定的意味をもつ法体制の完備が、 全面的な対 いうまでも 対米従属

法と経済の関係について

経済成長を促進するための法律

	経済以及を促進するための法件	
○財政投融資	そを促進するもの	
1952.6	石油,天然ガス資源開発法	昭和27年法 162 号
6	道路法	昭和27年法 180 号
7	電源開発促進法	昭和27年法 283 号
1953	産業投融資特別会計法	昭和28年法 122 号
1954	経済援助資金特別会計法	昭和29年法 104 号
1955	石油資源開発法	昭和30年法 152 号
1955. 12	原子力基本法	昭和30年法 186 号
1956. 3	日本道路公団法	昭和31年法 6 号
1956. 3	道路整備特別措置法	昭和31年法 7 号
1956. 6	工業用水法	昭和31年法 146 号
1957. 3	特定多目的ダム法	昭和32年法 35 号
1957. 4	高速自動車国道法	昭和32年法 79 号
1958. 3	道路整備緊急措置法	昭和33年法 34 号
1958. 4	工業用水道事業法	昭和33年法 146 号
1959	特定港湾施設整備特別措置法	昭和34年法 69 号
○資本蓄積を	: 促進するもの	
1954	資産再評価特別措置法	昭和29年法 142 号
1955	商法改正	昭和30年法 28 号
1957. 3	租税特別措置法	昭和32年法 26 号
1958. 4	企業担保法	昭和33年法 106 号
1959	工業所有権法改正	昭和34年法 121 号
○中小企業の)合理化を促進するもの	
1952. 3	企業合理化促進法	昭和27年法 5 号
	中小企業安定臨時措置法	昭和27年法 294 号
8	輸出入取引法	昭和27年法 299 号
1953. 6	中小企業金融公庫法	昭和28年法 238 号
1956	中小企業振興資金等助成法	昭和31年法 115 号
5	百貨店法	昭和31年法 116 号
	下請代金支払遅延防止法	昭和31年法 120 号
1957. 11	中小企業団体の組織に関する法律	昭和32年法 185 号
○ 産業構造 σ)合理化を促進するもの	eration of the second of the s
1955	石炭鉱業合理化臨時措置法	昭和30年法 156 号
1956. 6	繊維工業設備臨時措置法	昭和31年法 103 号
1956	機械工業振興臨時措置法	昭和31年法 154 号
1957	電子工業振興臨時措置法	昭和32年法 171 号

法と経済の関係について

1			
1952.	7.	破壞活動防止法	昭和27年法 240 号
	7	公共企業体等労働関係法改正	昭和27年法 280 号
	7	労働関係調整法改正	昭和27年法 288 号
	7	地方公営企業労働関係法	昭和27年法 289 号
1953.	8	電気事業及び石炭鉱業における争議行為	昭和28年法 171 号
		の方法と規制に関する法律(スト規制法)	
1954		警察官職務執行法改正	昭和29年法 163 号

全保障条約』(新安保条約)の締結までの時期における法と経済の関係

(昭和三五年)六月の『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安 この論稿は、戦後日本独占資本主義の発展過 程 の う ち、一九六〇年

り適合的なものにつくり変えられていく過程であると指摘できる。 一月 三六ページ。 宮坂富之助 現代資本主義と経済法の展開 成文堂 一九七三年一

2 月 二七ページ。 金沢良雄 戦後経済法の二〇年 ジュリストM三六一 一九六七年

す

む び

関する相互作用が、世界資本主義の全般的危機の深化という基礎条件の この法的措置は、アメリカ帝国主義の世界侵略体制にもとづく、日本独 の反米・反植民地斗争の民族独立運動を圧殺し、新植民地政策の一翼を 占資本の従属と、中国の社会主義革命の成功によって激発した、アジア に、法による規制的作用を積極的に利用したことを知ることができる。 もとに、日本独占資本が対米従属を深め、体制的危機を克服 する ため を、具体的な諸資料によって検討したに過ぎない。ここでは法と経済に

專業•兼業別農家数

单位=1,000戸

年 次	総農家数	専業農家	兼	業農	家	農家
	1,2,2,2,2,2	J News	計	第1種兼業	第2種兼業	増 減 率
25. 2. 1	6,176	3,086	3,090	1,753	1,337	<u>%</u>
30 //	6,043	2,106	3,937	2,274	1,663	- 2.2
35 "	6,057	2,078	3,979	2,036	1,942	+ 0.2
35,12. 1	5,985	1,853	4,132	1,890	2,242	
36 "	5,906	1,613	4,292	1,899	2,394	-1.33
37 //	5,829	1,503	4,326	1,945	2,381	-1.30
38 //	5,750	1,379	4,371	1,951	2,420	-1.36
39 //	5,667	1,212	4,455	1,965	2,490	-1.44
40 //	5,576	1,149	4,428	1,934	2,494	-1.60
41 "	5,500	1,151	4,347	1,833	2,514	-1.36
42 "	5,419	1,151	4,268	1,679	2,589	-1.49
43 //	5,351	1,071	4,279	1,666	. 2,613	-1.25
46. 1. 1	5,261	798	4,462	1,566	2,896	-1.68

法の経済にたいする反作用の検 として存在している。だから、 い手の共通利益を表現したもの 法は、これらの国家権力のにな 本とによってにぎられ、従って 義とこれに従属した日本独占資 は、国家権力はアメリカ帝国主 いるという基本的性格を、戦後 もアメリカ帝国主義に従属して 達した資本主義国であり、 ある。日本の現実は、高度に発 の国家的認証として把える点に 的認識は、法を支配階級の意思 クス主義法理論による法の基本 びついていた。この場合、マル 担わせるという基本政策と、結 一貫してもっている。ここで

法と経済の関係について

	1951	農業協同組合再建整備法	昭和26年法 140 号
	1952. 7	農地法	昭和27年法 229 号
	1953	農林漁業金融公庫法	昭和27年法 355 号
	1956	農産物価格安定法	昭和31年法 102 号
	1956	農業改良資金助成法	昭和31年法 102 号

日本人民の今日的課題をなす人民民主主義革命の基本路線の科学的認識と、理 についての法理論的考察は、 考察が、資本主義法のもつ一般性と、特殊性との弁証法的統一のもとに、究明 討をなす場合には、かかる意味・内容をもった法としての認識にたつことを、 論的には、 での、法と経済との相互関係を、検証できることになる。これによってマルク 的事実にもとづく全体的考察が果され、はじめて戦後日本独占資本主義のもと 二つの検討を通じて戦後日本独占資本主義の発展過程における、 期における法と経済との関係についての考察と、それによる法の相対的独自性 ものが、具体的な歴史的事実を素材とし、それを科学的に理論化する作業によ おける法の相対的独自性についての法理論的認識は、マルクス主義法理論その しなければならないことを理解させてくれる。もちろんマルクス主義法理論に 前提としなければならない。この事実は、法と経済の関係についての法理論的 ス主義法理論における法の相対的独自性という法学的課題の究明を なし うる れて実践的意味をもったものとなる。この論稿で取扱った時期に引きつづく時 ってはじめて達成されることをしめしている。従ってかかる法的作業は、すぐ 同時にマルクス主義法理論の創造的発展に役立つことになる。こうして、 それに科学的・法理論的根拠を与えるという、 別稿において取扱うことにしたい。 マルクス主義法理論 そして、この 法制的な歴史

法と経済の関係について

理解のために、すこしでも役立つならば幸であると考えている。

五三四

の実践的意味と役割を果しうることになるだろう。この論稿は、素描的な考察にすぎないが、マルクス主義法理論の